

令和3年11月16日

建災防神奈川支部横浜西分会  
会 員 事 業 場 殿

建設業労働災害防止協議会  
神奈川支部横浜西分会  
分会長 工藤 亮



横浜西労働基準監督署長からの要請事項について  
(年末年始の労働災害防止対策の徹底について)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から建災防横浜西分会の運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、労働災害防止活動に真摯に取り組んでいただき、心から厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年の横浜西労働基準監督署における労働災害の発生状況は、10月末時点で、休業4日以上死傷災害発生件数は新型コロナウイルス感染症113件を除いて544件と前年同期比9.2%増と急増しており、死亡災害に至っては前年同期と比べて6件増加（建設業3件増）しており、大変憂慮すべき事態となっております。

また、建設業の休業4日以上死傷病災害件数は75件（前年同期52件）で23件増加、死亡災害は4件（前年同期1件）と3件増加しております。

別紙の「労働災害の大幅な増加を踏まえた年末年始無災害運動期間の労働災害防止対策の徹底について」の要請事項及び「年末年始を迎えるにあたって」の横浜西労働基準監督署長のメッセージを留意し、建設業年末年始労働災害防止強調期間（12月1日～月15日）を実施し、更なる労働災害防止の取組を行うようお願い申し上げます。

横浜西基署発 1115 第1号  
令和3年11月15日

建設業労働災害防止協会  
神奈川支部 横浜西分会長 殿

横浜西労働基準監督署長



労働災害の大幅な増加を踏まえた年末年始  
無災害運動期間の労働災害防止対策の徹底について(要請)

貴職におかれましては、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年の当署における労働災害発生状況は、10月末時点で、休業4日以上之死傷災害発生件数は、新型コロナウイルス感染症による113件を除いても544件と、前年同期比9.2%増と急増しており、死亡災害に至っては前年同期と比べ6件も増加しており、大変憂慮すべき事態となっております。

例年、労働災害が増加する年末年始期を迎えるにあたり、各事業者に向けた監督署長メッセージ及び、労働災害防止のため事業場においてご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、傘下団体・企業に対して周知をお願いいたします。

## 記

### 1 転倒災害の防止対策

当署における労働災害(感染症除く544件)のうち、153件が「転倒」災害であり災害発生件数の28%を占めています。

建設業年末年始労働災害防止強調期間中に、別添リーフレット「STOP! 転倒災害 ! 3つの転倒予防」を参照して、職場における転倒の危険を取り除いてください。

### 2 墜落・転落災害の防止対策

当署における労働災害(感染症除く544件)のうち、78件が「墜落・転落」災害であり、災害発生件数の11%を占めています。また、「墜落・転落」災害の78件には、死亡災害3件を含んでいます。

墜落・転落防止のため、職場内を点検して危険箇所を確認し、墜落・転落による危険を取り除くとともに、別添リーフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」を参照して、はしご・脚立を用いる作業の危険を取り除いてください。

## 年末年始を迎えるにあたって

平素は労働基準行政に深いご理解と多岐にわたるご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、健康被害に遭われた方、経済的損失を被った方に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、中央労働災害防止協会は、例年どおり令和3年12月1日から同4年1月15日を「年末年始無災害運動」期間としており、今年の標語を、

「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」

と定めています。

また、建設業労働災害防止協会においても、上記期間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」としており、今年の標語を、

「無事故の歳末 明るい正月」

と定めています。さらに、同協会神奈川支部では、令和3年11月4日から「安全行動宣言運動」を実施しています。

ここで当署管内の今年の労働災害の発生状況（10月末時点）に関して申し上げますと、「死亡災害」は7件（前年は1件）、休業4日以上「死傷災害」も、657件（前年同期比31.9%増）となっており、いずれも前年に比して著しく増加したまま推移する結果となっております。特に建設業では、大きく報道された事件を含む4件の死亡災害が発生しており、また、死傷災害に関しては医療機関等における同感染症の多発が認められますが、それを除いたとしても多くの業種で増加傾向にあるなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

建設業の災害発生事例に着目しますと、工事現場において、定められた作業方法や作業手順を怠って作業を進めていたこと、作業計画を作成しないまま作業に臨んだこと、そして元請や事業者がそうした現場の実態を把握せず、適切な安全管理や指導が行き届かない状況下で災害が発生している共通点が浮かび上がっています。

皆様におかれましては、本期間を契機として、それぞれの職場で労働災害防止の重要性を再認識し、あらかじめ定められた作業方法や作業手順の確実な履行、法定の作業計画の作成及び同計画に基づく作業が適切に行われるよう徹底を図るとともに、安全衛生管理体制の再構築、個々の行動の見直しと安全意識の高揚を図る機会としていただくよう切にお願いいたします。

なお、現在、同感染症の第5波が収束し、緊急事態宣言も解除されてはおりますが、各国の状況を鑑みるならば、我が国においても感染再拡大が懸念される所です。よって、引き続き職場の新型コロナウイルス感染防止対策に努めていただくこと、さらに長時間労働の解消等の「働き方改革」を推進していただくことも併せてお願いし、年末年始が無事故となり明るい笑顔で新春を迎えられることを祈念して、監督署からのメッセージとさせていただきます。

横浜西労働基準監督署長 荻野憲一